

# 子育て未来応援プラン「あしや」

資料1-2

## 第4章 子ども・子育て支援施策の実績

### 基本目標1

基本目標1	家庭における子育てへの支援	施策の方向1	多様な子育て支援サービス環境の整備
施策の方向性	身近なところで気軽に子育て中の保護者と子どもが集まれる場所を増やし、子育てに関する知りたい情報を手に入れることができるよう、きめ細かな内容を提供するとともに、発信の方法を検討し、子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	児童センター	各年齢に合わせた育児支援事業を定期的に実施し、事業ごとのチラシ等から、市民が情報を選択して得ることができる。子育て交流及び相談等、親子がいつでも身近に利用できるだけでなく、同じ歳の子どもを持つ親同士が情報交換できる場所として事業を行っている。今後の課題として、各機関との連携及び定期的な連絡調整の実施が必要である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.6「子育て講演会、講座」 No.7「母親同士の交流」 No.13「児童センターにおける子育て支援」
2	子育て推進課 (子育て施設担当)	園庭開放の開催については、広報紙、ホームページ、公共施設の窓口等にビラを配置することで広く市民に情報提供し、6保育所で曜日を変えて毎週1回行った。また、年間175人の保育所見学者には、園内の案内や育児相談に応じた。今後もどなたでも安心して子どもと遊べる場として保育所を利用してもらえるよう、子育てアプリも活用することで積極的に情報を提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.12「保育所における地域子育て支援」
3	子育て推進課 (こども担当)	保健福祉センター内の子育て支援センターを拠点に、子育てセンターや家庭児童相談室、ファミリー・サポート・センター事業を実施した。また、運動室を活用し、2歳から4歳を対象にあそぼう会を毎週実施した。さらにつどいのひろば「プチアンジュ」を岩園幼稚園で開始し、地域で気軽に立ち寄れる居場所づくりができた。今後も地域できめ細やかなサービスが提供できるように、子育て支援の拠点の充実を図っていく。
	実施事業	No.1「子育て援助活動支援事業」 No.2「子育て短期支援事業」 No.3「養育支援訪問事業」 No.4「子育て情報の提供」 No.5「ふれあい冒険ひろば」 No.6「子育て講演会、講座」 No.8「こどもフェスティバルの開催」 No.9「子育て支援センター」 No.10「あい・あいる～む」 No.11「地域子育て支援拠点事業」
4	健康課	毎月広報紙、ホームページ、まちナビにおいて、各事業について案内し、参加を促した。平成29年度から、母子健康手帳アプリを導入し、特に妊娠期、乳児期における情報発信を行っている。今後も子育てアプリの活用、各乳幼児健康診査で配布する育児ブック等において、子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	管理部管理課	入園案内の際に公立幼稚園における預かり保育の周知を行い、私立幼稚園就園奨励費等の子育て支援に関する情報については、ホームページ等で周知した。今後も広報の充実に努めたい。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
6	学校教育課	ホームページ上の各幼稚園のトップページを更新し、ホームページ、広報紙、掲示板、子育てアプリ、子育てサポートブック「わくわく子育て」を利用し、未就園児交流会、3歳児親子ひろば、オープンスクールの開催案内をした。今後も引き続き、必要な情報が得られるよう伝達方法を工夫する。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
7	青少年育成課	広報紙及びホームページに留守家庭児童会入会の募集記事を掲載した。また、広報紙（7月15日号）にも夏休み限定の事業を実施する情報を掲載し周知した。市民に広く周知したことで、留守家庭児童会事業の利用に繋がっている。今後も引き続き周知を行い、あしやキッズスクエアについては、ケーブルテレビを利用して発信していく。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」
8	公民館	毎回異なるテーマで家庭教育セミナーを実施し、子育てに関する多様な知識を深める機会を提供した。今年度も前年度に引き続き、業務委託により家庭教育セミナー等を実施していく。
	実施事業	No.6「子育て講演会、講座」
9	図書館	図書館では、ボランティアによる「母と子の憩いの部屋」事業を実施しており、乳幼児とその保護者同士のコミュニティ形成の場となっている。また、保健センターの4か月児健診時に図書館職員とボランティアが出向き、親子のコミュニケーションツールとして絵本を活用してもらえるよう、赤ちゃんと保護者に読み聞かせを実施している。ホームページや図書館報等で情報発信の際に興味を持ってもらえるように工夫し、各事業が継続・拡充していけるような体制づくりが課題である。
	実施事業	No.4「子育て情報の提供」 No.14「図書館における子育て支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 2	ひとり親家庭の自立支援
施策の方向性	支援に漏れがないよう制度の周知を継続して行うとともに、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域福祉課 （福祉医療）	「母子家庭等医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（子育て推進課こども係）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
2	生活援護課	保護を必要とするひとり親世帯には、申請に基づき適切な給付を行った。各世帯の目標として、ひとり親世帯が経済的に自立できるよう就労支援員を介し、就業指導や増収の提案を行い、また子どもが安心して学校や家庭で過ごせるよう家庭児童相談員等関係機関と連携し、継続的な支援に努めた。 平成30年度から3か年にわたり、基準改定が実施され母子加算が見直される一方、子どもの養育にかかる実費支給が行われるので、制度の改正について丁寧に説明を行う。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」
3	子育て推進課 （こども担当）	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付相談、ファミリー・サポート・センター利用料金助成などを継続実施した。また、毎年実施する対象者全員への個別面接の際に必要な情報の説明に努め、自立支援プログラム策定事業により、高等職業訓練促進給付金の受給者が増えるなど、就労支援にも力を入れた。また、「白菊会」の母子部が活性化するよう事業の促進支援を行った。今後もさらに対象者への事業の周知と就労支援に努める必要がある。
	実施事業	No.1「母子・父子家庭相談」 No.2「ひとり親家庭の就労支援援助」 No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」 No.4「ホームヘルプサービス」 No.5「芦屋市白菊会活動への支援」
4	住宅課	前年度は13世帯のひとり親家庭に対し、住宅困窮度点の加点を行った。また、母子世帯1世帯に対し、母子世帯向けの公的住宅の提供を行った。今後も市営住宅等入居希望者登録において、ひとり親家庭に対する加点を行うことで、当該世帯に対し、できるだけ公営住宅が提供できるよう支援を行う。また、住まいの提供に関しては、公営住宅の空き状況と入居申し込み状況を十分に把握することで、適切に住戸の斡旋を行う必要がある。
	実施事業	No.3「ひとり親家庭に対する経済的支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 3	子育て家庭への経済的支援
施策の方向性	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	保険課	出産育児一時金制度について、「国保あんない」やホームページに掲載している。現在は直接支払制度により出産した医療機関にて手続きが完結するケースがほとんどであり、また、出生による国民健康保険の加入手続き時にも、窓口にて制度の利用漏れがないことを確認している。今後も引き続き制度の利用漏れがないよう周知していく。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」
2	地域福祉課 （福祉医療）	「乳幼児等・こども医療費助成制度」あるいは「障害者医療費助成制度」として該当世帯の医療費を助成し、制度の周知にも努めてきた。引き続き、関係課（市民課や障害福祉課）との密接な連携を維持して対象者を漏れなく把握し、出生時の未申請者への申請勧奨等確実な支援を実施するとともに、ホームページや市広報紙による制度の周知に努める。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
3	障害福祉課	身体障害者手帳や療育手帳の取得・窓口での交付時に、支給対象となる可能性のある児童の保護者に手当支給の可能性を説明し、可能な限り早急に手当の受給が開始されるよう手続方法について案内を行っている。また担当者間で連携することにより、支給対象となる可能性のある児童をできる限り漏れのないように把握できるよう努めている。今後については、事務処理マニュアルを活用し、課内の手当制度へのさらなる理解を高め、より多くの手当支給対象可能性のある方へ案内を行えるよう努める。
	実施事業	No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
4	子育て推進課 （子育て施設担当）	第2子以降の保育料の軽減、ひょうご保育料軽減事業、実費徴収に係る補足給付事業を実施することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。今後も様々な事情を抱える世帯に対して、経済的な負担の軽減が図れるよう継続して事業を実施していく。
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	子育て推進課 （こども担当）	対象の子どもの人数の減少等により受給者数等は微減したが、児童手当、児童扶養手当について、出生、転入、新規の申請時に窓口にて制度や受給条件等を案内し、ホームページに掲載するなど、手当の周知と支給漏れのないように適正な支給に努めている。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」 No.4「障がい児（又は養育する親）に対する援助」
6	健康課	妊婦健康診査においては平成28年度より助成額を70,000円から86,000円に拡大しており、より妊婦健康診査を受診しやすく、また妊婦の健康管理の一助となればと考えている。 未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付においては、申請者数に変動はないため、継続して対応することとし、引き続き保健師の訪問にて健やかな発育発達を促す関わりをもっていく。
	実施事業	No.1「妊婦健康診査」 No.2「未熟児訪問指導及び未熟児養育医療の給付」
7	住宅課	経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況に陥ることを防止するために、今後も市営住宅等入居希望者登録において、子育て世帯に対する住宅困窮度点の加点を行うことで、当該世帯に対してできるだけ公営住宅が提供できるよう支援を行う。また、その一方で、子育て世帯だけではなく、若者世帯に対しても適切に住まいが提供できるよう施策を検討する必要もある。
	実施事業	No.6「若い世帯、子育て世帯等の公営住宅への優先入居」
8	管理部管理課	下記の通り実施した。今後も国・県の動向を注視しながら、利用者に対する援助を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園保育料の軽減 第2子：半額、第3子以降：無料</li> <li>・ひょうご保育料軽減事業 認定件数：29件</li> <li>・私立幼稚園就園奨励費補助金 認定件数：318件</li> <li>・朝鮮人学校就学補助金（在日外国人学校就学補助金） 認定件数：11件</li> <li>・実費徴収に係る補足給付事業 認定件数：2件</li> </ul>
	実施事業	No.5「教育・保育施設等の利用者に対する援助」
9	青少年育成課	一定の所得以下の世帯等の173人に留守家庭児童会の育成料の減額、免除を行った。 今年度も引き続き一定の所得以下の世帯等に、留守家庭児童会の育成料、減免を行う。
	実施事業	No.3「子ども（又は養育する親）に対する援助」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 4	親と子どもの健康の確保
施策の方向性	関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	健康課	出生数の減少により、量的に減少傾向のものもあるが、相談事業に関しては増加傾向にある。多岐にわたる内容に対応し不安の軽減を図るため、各関係相談事業の充実、各関係機関との連携を今後も強化していく。
	実施事業	No.1「妊産婦健康相談」 No.2「乳児家庭全戸訪問事業」 No.3「乳幼児健康診査」 No.4「保健センターによる育児相談」 No.5「こどもの相談」 No.6「親と子どもの健康教育」 No.7「アレルギーに対する事業」 No.8「定期予防接種事業」
2	市立芦屋病院	「おっばい相談室」の実施件数が昨年比で、減少した。助産師によるサポートであり、内容的には充実しているため、さらに利用してもらえるよう広報活動に努めていく。
	実施事業	No.9「市立芦屋病院による育児支援」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 5	子育ての悩みや不安への支援
施策の方向性	身近な相談相手として地域の民生児童委員や子育てセンターのアドバイザーが、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。また、新たに子育て支援員を配置し、体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 (こども担当)	子育てセンターを中心に、職員が積極的に話しかけることで相談のきっかけづくりを行い、細やかに相談にに応じている。今後複雑な相談内容が増えてくるため、ホットラインや夜間・休日の電話相談などの体制を整え、相談員の知識や経験値の向上に努めていく。
	実施事業	No.1「子育て支援センターにおける子育て相談」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
2	子育て推進課 （こども担当）	県の実施する子育て支援員研修について、前年度は研修受講希望者が増加したが、結果的に希望者全員の受講を受け入れられた。子育て中の保護者の孤立化を防ぐため、外出機会の増加につながるような子育て世帯が集える居場所を確保し、今後も子育て支援員の活用を取り入れながら子育て支援事業の展開に向け調整していく必要がある。
	実施事業	No.2「子育て支援員の育成、確保」

基本目標 1	家庭における子育てへの支援	施策の方向 6	要保護児童への支援
施策の方向性	子どもの最善の利益を尊重し、すべての子どもと家庭を対象とした相談・支援について充実を図るとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を未然に防ぐほか、虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関等との連携を行い、支援の充実を図ります。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 （こども担当）	保健センター・教育委員会等関係機関と連携をとり、支援が必要な児童の早期発見、対応を図ってきた。内容の複雑化もあり、今後も関係機関との連携を強化し、支援を行っていくとともに、虐待の発生を未然に防ぐため、相談対応を充実していく。
	実施事業	No.1「家庭児童相談」 No.2「要保護児童対策地域協議会」
2	学校教育課	専門カウンセラー、専門知識を持つ電話相談員を配置し、電話、面接による相談を実施した。小、中学生だけでなく、高校生の相談も30%強あり、中学卒業後のケアにつながっている。今後も相談支援体制を整え、指導の充実に努める。
	実施事業	No.3「カウンセリングセンターの電話、面接相談」
3	打出教育文化センター	不登校や情緒不安定、発達障害などで悩みを抱え、養育支援を必要とする家庭に対して教育相談を実施することで保護者や幼児・児童の心の安定をつくり出すことができた。所員対応の電話相談は21件あり、面談につなぐケースもあった。専門の教育相談員による面談は、延べ502人に対して実施できた。面談の希望時間が終業時間後に集中し、相談を受けられない状況もある。学校園、特別支援教育センター、家庭児童相談室等の相談機関との更なる連携強化が今後の課題である。
	実施事業	No.4「教育相談」

## 第4章 子ども・子育て支援施策の実績

### 基本目標2

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向1	就学前教育・保育の体制確保
施策の方向性	<p>地域の状況に応じた対応策として、市立幼稚園と市立保育所の適正な規模についての整備検討を行います。また、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供することができる認定こども園の整備を推進し、3歳児の教育ニーズにも対応していきます。</p> <p>その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより就学前の子どもの健やかな成長を支援します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 （子育て施設担当）	公立幼稚園と35回教育・保育の交流をした。また、公開保育を実施したり外部講師を招いての職員研修や、教育委員会主催の研修、幼稚園研修を通して職員のスキルアップに努めた。さらに、保護者を対象に絵本の講座を開催し、親子で絵本に親しめるような取り組みをした。今後は、公立・私立園の保育士を対象とした乳児保育についてのキャリアアップ研修や、配慮を必要とする子どもたちの個別支援計画の立て方についての研修を行い、資質向上に努めたい。
	実施事業	No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
2	子育て推進課 （子育て施設担当）	市内の私立保育園6園で保護者の仕事、疾病等の理由により、一時的に家庭での保育が困難な子どもに対する一時預かり事業を実施した。しかし、依然として一時預かりにおける待機児童が存在しているため、保護者の多様なニーズに対応できるよう今後も継続して取組を行う。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」
3	子育て推進課 （新制度推進担当）	0～2歳児を受け入れる認可保育所を平成29年4月に1か所整備した。今後も引き続き「市立幼稚園・保育所のあり方」を踏まえ、認定こども園等の就学前施設の整備に取り組んでいく。
	実施事業	No.2「地域型保育事業」
4	管理部管理課	公立幼稚園全園において預かり保育を実施し、平成29年4月1日の岩園幼稚園の再開に伴い、預かり保育も併せて再開した。年間延べ利用者数は前年度に比べ増加しているが、1園当たりの平均利用者数は横ばいである。子育て支援施策として、平成30年度以降も引き続き預かり保育事業を実施していく。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	学校教育課	幼稚園では、地域の方との七夕飾りや、地域の老人ホームとの交流、地域の子育て世代への施設開放等を進めてきた。保育所と幼稚園との交流では、子どもたちが一緒に遊ぶ機会をもち、互いの研究会を公開し、研修会には私立幼稚園、保育所、認定こども園にも参加を呼びかけ、共に学ぶ場を作ってきた。「子ども読書のまちづくり推進事業」では、絵本の読み聞かせに日々取り組み、読み聞かせボランティアを呼んだり、保護者も参加できる機会をつくったりしてきた。今後も引き続き、就学前教育の充実を目指し、様々な交流・連携を通して取り組みを進める。
	実施事業	No.1「一時預かり事業」 No.3「教育・保育施設における地域との世代間交流」 No.4「教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流」 No.5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」 No.6「幼稚園教諭、保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮」 No.7「子どもの読書のまちづくり事業」
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
6	図書館	図書館では読書を通じて、豊かな心を育むことができるよう、子どもと本を結びつける事業を実施している。前年度は美術博物館・谷崎潤一郎記念館と協力して「niwa-doku」という読書イベントを実施した。既存事業・新規事業ともに継続・拡充していくためには、図書館とボランティア・関連施設等の連携強化が重要である。
	実施事業	No.7「子どもの読書のまちづくり事業」

基本目標2	子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	施策の方向2	小学校への円滑な接続
施策の方向性	小学校への円滑な接続が行えるように、すべての子どもに平等に質の高い教育・保育を提供できるようにし、関係職員の資質向上のための研修、交流等の連携を強化していきます。また、小学校、就学前教育・保育施設、家庭及び地域との連携にも引き続き取り組みます。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	子育て推進課 （子育て施設担当）	年間40回、小学校との交流を持った。昨年より積極的な交流ができ、児童がスムーズに就学できるように取り組んだ。今後も近隣の小学校区を中心とした幼稚園、私立園との交流を深めていきたい。また、今後認定こども園と保育所で使用するカリキュラムを作成予定であり、内容を検討していきたい。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」
2	学校教育課	幼児期と児童期の円滑な接続のために、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、幼稚園、小学校での公開保育・授業を通じた研究会交流を行った。就学前施設と小学校との連絡会を開催し、就学前施設と小学校との学びの接続や連携の在り方等について学ぶ機会をもちた。近隣の小学校区を中心とした就学前施設の遊びの交流会の実施に引き続き取り組む。
	実施事業	No.1「小学校との連携」 No.2「芦屋市就学前カリキュラムの策定、実施」

## 第4章 子ども・子育て支援施策の実績

### 基本目標3

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向1	地域における子どもの居場所づくりの推進
施策の方向性	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	広報国際交流課	あい・あいるーむ（月1回）、つどいのひろば「ルリアン」（週1回）の開催場所として潮芦屋交流センターを提供した。また、子育て自主活動グループに継続的に利用いただいている他、外国にルーツを持つ子どもの日本語教室なども開催され、子どもの居場所となっている。今後も指定管理者と連携して、子どもの居場所づくりを進めていく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
2	市民参画課	あしや市民活動センターの事業である、小学生対象の「夏休みわくわくスペシャル」は毎年好評を得ており、前年度は同時に行ったカフェにおいて、子どものボランティア参加があり、自分たちで考え行動することの楽しさを学びきっかけづくりを行った。 多くの団体の連携のもとで実施した「芦屋777プロジェクト」では、小学生から高校生までが記者になり、子ども新聞を発行し、高校生、大学生によるイベントの企画運営など子どもの自主性を重んじた事業を実施できた。 今年度は、あしや市民活動センターを中心に、学生主体による「芦屋さくらまつり清掃ボランティア実行委員会」の実施、小学生運営の夏休みカフェをオープンするなど、自らの力を発揮できる場の提供を試みる。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
3	児童センター	これまでの年間登録事業の他、自由来館で利用できる「卓球ひろば」、「こども自習室」、各種体験教室等、子どもたちの生活時間に合わせて、より多くの子どもが参加しやすい事業の実施を企画した。現在、登録参加型事業が主となっているが、今後の課題として、図書室及び児童書の充実等により、児童が自由に来館できて楽しめる空間づくりを目指す。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.6「児童館における子どもの居場所づくり」
4	環境課	温泉施設であるため、イベント等も待合スペース等を利用した簡易なものであり、場所の確保についてこれ以上の拡充は難しく、温泉スタッフで実施しているため、限定した内容のイベントの開催となるが、入浴だけでなく親子間等の交流の場を提供できるよう継続していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	福祉センター	市の事業実施時や貸室時以外に、子どもから高齢者まで市民に運動室を開放している。今後も引き続き、子どもの居場所として有効活用できるよう実施していく。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
6	子育て推進課 （子育て施設担当）	園庭開放は6保育所で週1回実施し、利用者数は延べ1,699人であった。試食会や絵本紹介、体操、体育あそびなど内容を各園で工夫することで利用者が多くなり、保護者同士の触れ合いも見られる。今後も安心して遊べる場所と子育て相談の場所として地域の方に利用をしてもらえるように、より広く周知に努め、内容も検討していく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
7	子育て推進課 （こども担当）	福祉センターの子育て支援センターとともに、「なかよしひろば」など市内の公共施設を利用した親子で集う事業が、地域の子育て支援の場として周知されており、各事業とも参加者が増えている。今後、他機関が行っている事業と連動し、ネットワークを広げることで、地域の子育て支援の充実を図る。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」 No.3「公共施設の有効活用」
8	子育て推進課 （こども担当）	子育てサポートブック「わくわく子育て」を改訂して市内の各公共施設を紹介した。また、子育て情報誌「はぐくみ」を発行し、芦屋市総合公園や、平成29年度中にリニューアルした宮塚公園について取上げ、親子が遊べる場所について情報提供を行った。さらに子育てアプリを活用し、市内の公共施設で年間を通じて定期的開催されているひろば事業や幼稚園での園庭開放等について周知し、子どもの居場所の発信を行った。今後も他課との連携を図りつつ、子育て中の世帯に公共施設を利用していただけるよう、アプリを中心に情報発信に努める。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
9	公園緑地課	公園施設の長寿命化計画に基づく老朽化施設の更新補修及び樹木の剪定等維持管理を実施している。平成29年度は職員による点検に加え専門業者による遊具の点検を実施し、安全性の確保に努めた。今後も継続して適切な維持管理を実施することにより、子どもが安心して遊べる環境を提供していく必要がある。
	実施事業	No.3「公共施設の有効活用」
10	管理部管理課	減免等の制度は子どもに限ったものではないが、今後も芦屋市立学校使用条例に基づき適正な減免を行っていく。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
11	学校教育課	各幼稚園において地域に施設を開放し、安心して遊んだり、保護者交流できる場を提供してきた。3歳児親子ひろば、未就園児交流会、園庭開放などを実施し、子育て相談にも応じてきた。また、子育てセンターが幼稚園施設を利用し、自主グループ活動、なかよしひろば、子育て支援拠点事業を実施している。今後は地域での園庭開放日を増やす等、より地域の子育て世代が利用しやすいように開催日や時間等を考え、情報提供をしていく。
	実施事業	No.1「地域における子育て支援活動」
12	打出教育文化センター	子育て推進課「あい・あいる〜む」(月1回3割減免)、図書館「こどもおはなしの会」(土月1回無料)、茶室での幼稚園児の茶道体験は、貸室使用料を免除し、日本庭園を小槌幼稚園の保育時間に開放している。小学校3年生の「市内めぐり」で館内を無料開放し、職員が案内している。地域の自治会等へは使用料を免除しており、利用が増えてきている。地域で子どもが交流できる場として、打出教育文化センターの玄関ホールを開放している。日本庭園が眺められ、宿題をしたり、語り合ったりしている姿が見られることが多くなってきた。今後は、近隣の子どもたちが空いている貸室で本を読めるようにしたり、自由に学習又は遊びができたりする居場所として積極的に考えていきたい。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
13	生涯学習課 (美術博物館含む)	コミュニティ・スクールは、子どもが平日・土日を問わずスポーツ及び文化活動を行うクラブがあり、放課後子ども教室は土曜日に実施している。 美術博物館では、観覧料(入館料)を中学生以下無料にすることで来館しやすくするとともに、各ワークショップなどを開催することで芸術・文化に触れながら交流できる場も創出し、施設の有効活用を推進した。今後はこのような事業を継続して実施し交流の場を提供すること、広く周知することが必要になる。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.4「放課後子供教室」 No.5「コミュニティ・スクールへの支援」 No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
14	スポーツ推進課	体育館・青少年センター内の競技場や川西運動場の無料開放を実施した。また、前年度から朝日ヶ丘公園水泳プールの無料開放(1日)を行っている。また、市と体育協会との共催で子どもの居場所づくり事業を行い、子ども達がスポーツに親しんでもらえるような機会を作っている。それに加えて、平成29年8月からリニューアルオープンしているミズノスポーツ株式会社運営のミズノスポーツプラザ潮芦屋では、施設のフットサルコート等で市民が無料でスポーツを楽しめる時間帯を設けており、高齢者や子ども達の居場所を提供している。
	実施事業	No.2「公共施設等利用料金の減額、免除」 No.3「公共施設の有効活用」
15	青少年育成課	地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、放課後の校庭及び校舎内を一時活用し、キッズスクエアを実施している。平成29年度に岩園・打出浜小学校で開始され、市内全小学校で実施した。 平成29年度登録者数(精道小学校341人、宮川小学校359人、山手小学校368人、岩園小学校293人、朝日ヶ丘小学校190人、潮見小学校288人、打出浜小学校356人、浜風小学校143人) 今後は企業と連携した体験プログラムの実施や、私学に通う児童の登録者数及び参加者数の向上に努める。
	実施事業	No.4「放課後子供教室」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
16	市民センター （公民館含む）	平成29年度は、業務委託により子ども教室・親子教室を実施し、子ども同士が自主的に活動・学習できる場を提供した。今年度も引き続き、業務委託により子ども教室・親子教室等を実施していく。
	実施事業	No.8「文化施設における子どもの居場所づくり」
17	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」の既存事業に加え、平成29年度は美術博物館・谷崎潤一郎記念館と協力して「niwa-doku」という読書イベントを実施した。ボランティア団体・関連施設との連携強化が重要な課題であるとする。
	実施事業	No.7「図書館における子どもの居場所づくり」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向2	安全・安心なまちづくりの推進
施策の方向性	誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故等防止対策を推進します。 子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化していきます。		

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域福祉課 （管理）	ベビーカーを利用する保護者が安心して外出できるよう、市内にある公共施設について最新のバリアフリー情報をホームページに掲載している。 お散歩マップや子育てアプリなどでも発信することで、より多くの保護者が安心して外出できるようにするため、今後は他課と更なる情報共有を図り、届けたい情報を対象者に確実に届けられるようにする必要がある。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
2	子育て推進課 （子育て施設担当）	年2回不審者の侵入を想定して、対応、避難経路、時間帯など様々な想定のもとで訓練をしている。その他、火事、地震津波を想定した訓練や避難訓練をすることで、職員も子ども自身も落ち着いて対応ができるようにしている。保育所で作成した「こどもぼうさい」を5歳児に配布し、いろいろな災害等に対して自分を守る方法を知らせ、保護者にも広めている。今後も繰り返し訓練や啓発をしていきたい。
	実施事業	No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
3	建設総務課	子ども自らが危険回避できるような力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小学校で定期的に交通安全教室を開催し、交通安全に関する啓発活動を行っている。また、子どもが安全安心に生活できるように下校時には青色回転灯付パトロール車による安全パトロールを実施している。芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い安全確保にも努めた。今後も関係機関との連携・協力の下、継続して取組を実施する。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.4「交通安全の意識向上」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.8「安全パトロールの実施」
4	道路課	交通安全施設や公益灯の整備により、より安全な通行や事故防止が図られている。また、路面のカラー化の取り組みにより、車両運転者への注意喚起を行うとともに子どもの交通安全への意識向上が図られている。自転車に係る事故の割合が増加傾向にあり、自転車通行空間の整備が課題となっているため、本年度に自転車ネットワーク計画を策定し、整備路線を定めて対策を検討する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」
5	公園緑地課	公園施設を安全・安心に利用できるよう、樹木及び遊具等の適正な維持管理を行った。公園での適切な遊び方について子ども自らが考え、ふさわしい判断力を養うことができるよう啓発の仕方を工夫する。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
6	防災安全課	あしや防災ネットを活用し、台風接近に伴う避難情報や避難所開設状況などの発信を行った。あしや防災ネットは、登録者に対してプッシュ型で通知を送るため、いつでも、どこでも情報を受け取ることができ、災害時の情報伝達に有効な手段の一つである。今後も継続して啓発を行うとともに、若年層や子育て世代への周知も必要である。
	実施事業	No.7「あしや防災ネットの運用」
7	建築課	公共施設の改修に際して、障がい者・高齢者・子供等が安全・安心に利用できるようにユニバーサルデザイン化の充実を図った。子育て支援施設については、施設の規模等を考慮し、今後も改修計画に合わせて整備を行っていく。
	実施事業	No.3「福祉のまちづくりの推進」
8	救急課	平成29年度は普通救命講習を21回、応急手当講習を32回実施した。講習の結果報告と受講者の感想から、適切な講習内容であったことが伺える。今後も引き続き、子どもの急病や怪我等の際に素早く適切な対応ができるよう、中高生・保護者・教職員等を対象とした応急手当の普及啓発や学習機会の提供を行うことにより、万が一の事態に備える体制を整える。 受講申し込みでの実施が基本となるため、関係機関との連携調整を行い、応急手当の普及啓発活動の広報を積極的に実施し、応急救護体制を整える。
	実施事業	No.9「救急法の学習」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
9	学校教育課	小学校3年生にCAP講習会を実施し、幼稚園・小学校・中学校において交通安全教室を実施した。精道中学校区内の各小学校（精道小学校・宮川小学校・打出浜小学校）の通学路点検を学校関係者、PTA、愛護委員、自治会、まちづくり防犯グループ等の地域の方と、芦屋警察、行政関係者で実施した。また報告会を開き、改善要望箇所についての対応策を各担当部署から報告し、意見交換を行った。今年度は、山手中学校区の山手小学校、朝日ヶ丘小学校、岩園小学校で通学路点検を行う。
	実施事業	No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.5「芦屋市通学路交通安全プログラムの実施」 No.6「教育・保育施設における危機管理体制の強化」
10	青少年愛護センター	青色回転灯付防犯パトロール車で下校時の見守り・巡視を週2回実施するほか、不審者情報等に対応して緊急巡視を行った。216人の青少年育成愛護委員が各小学校区ごとに街頭巡視活動を継続して行った。また、研修を通じてスマホやインターネットに潜在する有害性から青少年を守る啓発を行った。今後も地道な活動を継続して子ども達が安全で安心して暮らせる地域づくりの取り組みを行っていく。
	実施事業	No.1「地域主体の防犯活動」 No.2「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.8「安全パトロールの実施」

基本目標3	すべての子どもの育ちを支える環境の整備	施策の方向3	配慮が必要な子どもとその保護者への支援
施策の方向性	<p>障がいのある子どもとその保護者に対しては、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていくとともに、障がいのある子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的に取り組みます。</p> <p>また、日本語指導や生活面等で特段の配慮が必要な子どもやその保護者への支援についても、それぞれの課題に応じて取り組みます。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	障害福祉課	<p>障がい児機能訓練事業の利用者数、実施回数に大きな変動はなく、継続して個々の特性に応じた関わりの指導や訓練を行い、より安定した生活が送れるよう支援している。一方で一定数の訓練待機者もいることから、訓練事業利用者の円滑な事業終了及び訓練希望者の受け入れができるよう、訓練終了後も必要な支援が継続して受けられるようなフォロー体制の整備等について検討する必要がある。療育支援相談では、児童の療育に関係する庁内外の機関により情報共有を図り、相互の連携による一体的、継続的な支援が得られるよう取り組んでいる。</p> <p>サポートファイルについては、窓口で療育手帳の交付時、保健福祉フェアの際に紹介・配布を行い、普及啓発に取り組んだ。</p>
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」 No.5「障がい児機能訓練事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
2	子育て推進課 （子育て施設担当）	<p>年間3回、専門医師に来てもらい統合保育研究会を行った。公立6保育所、私立8保育園が参加し、要配慮児個々にどのような支援をしたら良いか勉強した。また、要配慮児に関する研修に参加したり、専門の先生を保育所に招いて研修を行い、スキルアップを図った。さらに、小学校と連携し就学に向けての取り組みを行った。また、公立保育所3か所に小児科の医師免許を持つ大学講師に訪問してもらい、子どもの様子から関わり方や課題の助言も受けた。</p>
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
3	子育て推進課 （こども担当）	<p>「すくすく学級」の運営と障がい児通所支援事業を行った。対象児について、療育支援相談の会議に出席するなど、他課と情報交換をし必要な支援を行った。すくすく学級と障がい児通所支援の申請者に子育て推進課窓口でサポートファイルを配布した。今後も引き続き、保護者の気持ちに寄り添い、子どもへの必要な支援を行う必要がある。</p>
	実施事業	No.1「早期療育訓練の実施」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」
4	健康課	<p>療育支援相談における関係機関同士が月1回集まり、情報共有及び今後の支援について協議した。発達支援事業所などの機関が増えてきている中、連携体制の構築が重要であり、配慮の必要な方に対して必要なサービスが受けられるよう、調整を続けていく。</p> <p>サポートファイルについては、今後も必要な方へ配布を実施する。</p>
	実施事業	No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	障害福祉課	前年度の利用実績は0件であった。現在、医療型短期入所サービスの実施における課題の整理を行っており、今後サービスの提供に向けて、市内の病院に働きかけを行っていく。
	実施事業	No.7「医療型短期入所の実施」
6	学校教育課	支援が必要な子どもについては、特別支援教育センター専門指導員による巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師等の専門職からの助言を受け、支援の方向性の確認や情報共有を行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導ボランティアを配置し、日本語指導や学習支援を行うと共に、センター校を中心に、他の学校においても効果的な指導ができるように、協議会を持ち、個々に応じた支援のあり方の研究を行った。今後も、個々の課題に応じた支援が継続してできるよう取組を進めていく。
	実施事業	No.2「統合保育 特別支援教育」 No.3「特別支援教育センターの相談」 No.4「療育支援相談事業」 No.6「サポートファイルの普及・啓発」 No.8「日本語指導支援ボランティア」 No.9「市立学校における帰国外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」

## 第4章 子ども・子育て支援施策の実績

### 基本目標4

基本目標4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向1	仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
施策の方向性	<p>仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、事業所における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。</p> <p>また、次世代育成支援対策推進法が平成37年3月までの10年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	男女共同参画推進課	<p>男性が参加しやすい土曜・日曜に子どもと一緒に参加する講座を3講座開催し、男性が子どもと一緒に参加することで、子育てに対して積極的参加を促すことができたが、男性の参加者は11人と前年度よりも少なかった。しかし家庭での育児参加につながるような内容の講座の男性参加者数も含めると24人であり、前年度より増加した。今後も父親が育児に積極的に関わられるような講座を継続的に開催する。働き方の見直しに向けた啓発については、男女共同参画週間事業において男性の育児休業を題材とした映画を上映し、男性を含め80人の参加があった。また講座事業実施時に、長時間労働の問題等を取り上げたチラシを配布した。全体的な課題として、男性の参加者をどのように増やしていくのか、広報の仕方などの工夫が必要である。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」 No.5「多様な働き方の啓発」
2	地域経済振興課	<p>現在は、国や関係機関が作成するポスターの掲示、チラシ配布により啓発に努めているが、企業の人材確保の観点からも重要であることから、今年度からの労働基準監督署の制度活用など芦屋市商工会と連携して取り組む。</p>
	実施事業	No.5「多様な働き方の啓発」
3	子育て推進課 (子育て施設担当)	<p>父親が参加しやすいように運動会、発表会を土曜日に実施しているため、父親の参加が多い。また、参観日や懇談会を早めにお知らせすることで父親の参加が増えている。今後、特技などを生かしてもらい機会や参加しやすいイベントなどを考える。</p>
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
4	子育て推進課 (子育て施設担当)	<p>平成29年度から新たに認可保育園が1園開園した。市内全施設で時間外保育事業（延長保育事業）を実施しており、希望者全員が利用できる環境が整っている。利用者数についても前年度から増加しており、今後も、保護者の仕事と子育ての両立を図るため、多様なニーズに対応できるよう継続して実施していく。</p> <p>病児保育事業については、引き続き周知すると共に、利便性を考慮して市内での受入れ箇所数を増やし、さらなる提供体制の確保に努める。</p>
	実施事業	No.2「時間外保育事業」 No.3「病児保育事業」

担当課		施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
5	子育て推進課 （こども担当）	土曜日の「むくむく」で男性の参加者が増えている。また、子育てセンターで土曜日に父親参加型のイベントを実施するなど、継続的に育児参加できるよう日頃の事業から声をかけ、参加しやすい環境を作っていく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
6	健康課	プレおや教室「沐浴クラス」と「パパママクラス」を土曜日に開催し、父親になる準備として夫婦参加を促した結果、多くが夫婦での参加であった。就労状況が多様化する中、プレ親おや教室の開催は継続しつつ、父親を含め参加者が増加するように事業の見直しを行っていく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
7	学校教育課	土曜参観日を中心に、父親が子どもと一緒に遊ぶ機会をもった。また、「メンズデイ」として父親、祖父などの男性が幼稚園行事に参加した幼稚園もあった。今後も父親の持つ力が発揮できる場の提供を考え、子育てを楽しむことにつながるよう取り組んでいく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進」
8	青少年育成課	保護者が昼間就労等で不在となり、放課後や長期休業日等に適切な保育が必要な小学校1年生から4年生を対象に、遊びや集団生活の場を提供してきた。保護者のニーズに対応するため、小学校6年生まで対象を拡大するとともに、待機児童解消に向けて取り組んでいく。
	実施事業	No.4「放課後児童健全育成事業」

基本目標 4	仕事と子育ての両立の推進	施策の方向 2	産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備
施策の方向性	<p>女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の整備による待機児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な保育環境となる質の確保に努めます。</p> <p>また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、新たに利用者支援事業を実施し、適切な助言を行います。</p>		

	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題（目標）
1	地域経済振興課	芦屋市商工会とともに、市内事業主を対象とした労働時間や多様な働き方支援制度の啓発につながるアンケートを実施したが、その結果からは引き続き啓発が必要と考えられるため、今年度実施の広域商業診断の機会を活用し啓発を進める。
	実施事業	No.1「育児休業制度等の普及促進」 No.2「再雇用制度の普及促進」
2	子育て推進課 （子育て施設担当）	育児休暇を長期間に渡り取得する保護者が増加傾向であり、復職を希望する時期が多様化しているため、保護者が復職に際し、希望する時期における入所状況（定員や入所者数）に関する情報提供を相談業務の中で行い、スムーズに復職できるように子育て支援を行った。今後の課題としては、認定こども園や小規模保育事業所といった施設整備が進んでいるものの、希望する時期に復職するのが難しい場合もあるが、受け入れ可能な施設を案内し、入所率の向上を目指す。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」
3	健康課	母子健康手帳交付時の面接では職業を確認し、妊婦の健康を守る「労働安全衛生法」について説明している。各乳幼児健診や各種相談の場面で、復職に関する相談は多い。保育所の入所申込みの時期や申込先を案内するとともに、仕事と育児の両立や保育所に行くことによる子どもへの影響などについて保健相談を実施している。仕事と子育ての両立のために保護者の精神面のサポートを含め、保健相談を継続して実施する。
	実施事業	No.3「利用者支援事業」